

税制改正に関するコメント

令和4年度税制改正では、住宅ローン減税は適用期限が4年間延長され、控除率が0.7%へ引き下げられたものの新築住宅の控除期間は10年から13年へと伸長した。また、住宅ローン減税と住宅取得資金贈与非課税措置における中古住宅では築年数要件が昭和57年以降竣工の新耐震適合住宅にも拡大されるなど、中古住宅流通にも配慮している。

今回の省エネ住宅に対する措置も含めて良質な住宅取得への支援策が講じられたことは喜ばしい。

さらに、土地の固定資産税は昨年度のコロナ禍での住宅地も含めた据え置きであったが、市町村の基幹税でもあり、本会でも十分に認識したうえでの要望活動であった。結果は、現下の経済状況や不動産市況等の実態も踏まえて、商業地の地価上昇に伴う負担抑制措置2.5%半減が図られたことは評価する。

今後は、これらを反転攻勢の契機として、今回の税制改正及び補正予算案に盛り込まれたこどもみらい住宅支援策、事業復活支援金等を有効活用し、with コロナに伴う新しい生活様式の追求と、我が国経済の本格的回復を目指すという二刀流で取り組んでまいりたい。

令和3年12月10日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会

会長 坂本 久



住まい探しは
ハトマーク